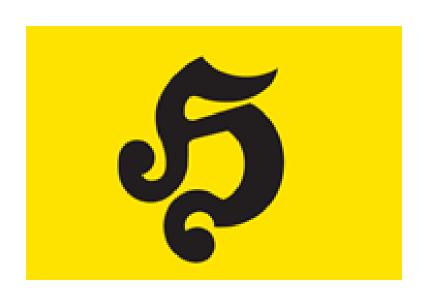
日本ハンドボール協会 危機管理マニュアル



第1稿 (2022・4・1)

公益財団法人日本ハンドボール協会

目次

第:	1章 危机 1. 2.	幾電目	^{含理} 養 的	』と ・ ・	•	t • •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	•		•	•	•	•	•	•	•		• •	2 5 5
-	2 章 対象		范囲	·	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
第:	3章 アパ(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)	ク初公青没危内外	ン動表報割幾部部	コア基公分宮可可と	・ソミリション・ション・ション・ション・ション・ション・コート・コート・コート・コート・コート・コート・ファン・コール・ファン・コール・ファン・コール・ファン・コール・ファン・コール・ファン・コール・ファン・コール・ファン・コール・ファン・コール・ファン・コール・ファン・コール・ファン・コール・ファン・コール・ファン・コール・ファン・コール・ファン・コール・ファン・コール・ファン・コール・ファン・コール・ファン・ファン・コール・ファン・ファン・コール・コール・ファン・コール・コール・コール・コール・コール・コール・コール・コール・コール・コール	ー ノ・ノ・ドママ	スヨ・ベ・会クク	トン・ル・・シシ	· · · · · = =				•	•	•									•	•											7 7 7 8 8 9 10
	23Ⅱ競緊事事Ⅲ(1)(2)(1)(1)(2)(3)(1)(2)(3)(3)(1)(2)(3)(3)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)		緊会付服服自天ま災実支杂のそ 急実応告告然明 to ~ 病 会 蛋 化 の	寺に冬息尾ふま舌紫寺が、 気会定也)にの了対施報書書災のまのにての重他	備危時応の告 害文を文文酉う貧子	清恵長ふ) 〒((景寸 よ寸寸 己ろ 寛え え機に σ 半 書枝枝 一 灰 目 灰 す 不 阝 え 烈	を幾こつ判書後後(お自むと行方な思え後に 到路 こうぎ	た흘ナ基斯(式式荒・然・るす及疾さ	事理る本基様22天・災・予るび病れ	前事対的準式--及・害・防弁対へる	確項応なの112び・に・及当応の要	認・事考目)))地・対・びて・対対	事・項え安・・・震・す・対の・応応	耳 リア・・・・ 多 で 一次にす・・ ア・・・・ 多 で 一次で	負・・ ラ・・・・ 巻・る・ 50 食・・ 事	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・等・災・・毒・・・	・・・・・・・)・時・・の・・・	・・・・・・・・及・の・・子・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・火・応・・及・・・	・・・・・・・災・・・・ひ・・・	・・・・・・・に・・・・対・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		・・・・・・・・被・・・・・・・	・・・・・・・・害・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····· 淡······	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11 12 12 13 14 15 16 17 18 18
	2 氰 Ⅱ . (1)≦ (2)≦	警警包 会会	警備 のの管場 とうり	前目任理の持禁	基的務に腐む山	<u></u>	ΣÉ	内: •	な・	考	え・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•	•																					24 24 24 24 25 25 26
	6章枪:2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 200	幾12222幾	雪軍器 — — — 一 雪	型営息 . 2.13 上間ファ連危危危の	口口終機機機機口	1 各卷卷卷卷 1 -	- 本管等等 -	緊 制 里 里 里	急・フフフフ火	事・ロロロロ災	態・一一一一発	を・・生	想・・荒地急時	鼠 一	已, 一尺 夏 有 小	し・・寺発者も	た・・対生。・	競・・応時疾・	技・・・・病・	運・・・・者・	営・・・・発・	時・・・・生・	の・・・・時・	流・・・・ 対・	れ・・・・応・	•	•	•	•	•	•	•	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•	•	28 29 30 31 32 33

第1章 危機管理とは

危機管理とは、リスク(危機)をコントロールし最 小限に制御する方法という意味で使用する。

その内容をより具体化すれば、以下の3つの場面に分かれる。

- 1. <u>将来生じるかもしれない事故・紛争やトラブ</u> ル等不幸な事態によって生じ得る精神的・経済的損 失を未然に回避する方法
- 2. 仮に危機を回避できなかった場合でも、次の改善 の策として被害の拡大を防止又は軽減し、被害を最 小限に食い止める手法
- 3. 既に発生してしまった紛争・トラブルについて、 有効的かつ効率的な対処を検討・策定し、それ以降 同様の紛争・トラブルを発生させない

【1件の重大な不祥事】

【29件の軽微な不祥事】

【300件のヒヤリハット事例】

1. 将来生じるかもしれない事故・紛争やトラブル等不幸な事態によって生じ得る精神的・経済的損失を未然に回避する手法

労働災害における経験則の1つとして「ハインリッヒの法則」が有名だが、この考え方はスポーツ団体のリスクマネジメントにおいても応用できる。つまり、重要な不祥事1件の裏には、軽微な不祥事案件が29件あり、さらにその裏にはヒヤリハット事例300件が潜んでいるというものである。スポーツ団体役職員としては、この法則を肝に銘じ、普段何気なく処理している業務から、ヒヤリハット事例を検知し、その後の不祥事事案につなげないという意識が肝要である。

そして、リスクマネジメントを推進するため、マニュアルの整備、教育、研修のプログラムの策定について計画的に取り組まなければならない。また、より多くの事例を知るため、自分が所属する団体の事例だけでなく、他団体の事例も積極的に収集する必要がある。

さらに、危機発生時に迅速な対応を行うことができるように、また対応の漏れが生じないように、マニュアルを作成することが重要である。加えて、マニュアル内容や事故事例を共有化するため、その内容を役職員に周知して注意を促さなければならない。特に、スポーツ団体の役員は専従でなく他の仕事を掛け持ちしている場合が多いため、計画的に情報共有を行い、教育・研修の機会を設ける必要がある。スポーツ団体の規模に合わせ、無理のないPDCAサイクルを構築し、3年計画で取り組むなど、無理なく実施さえすれば、直ちに対応開始できるはずであり、時間や人員に余裕がない、また予算が余裕がないということは理由にならないということを認識しておくべきである。

マニュアル策定

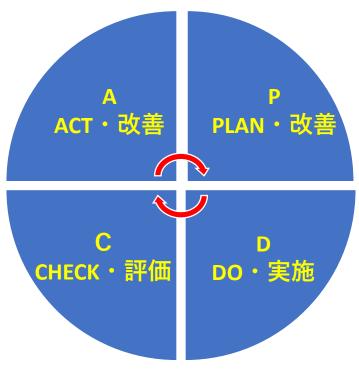
- ・モデルマニュアルの導入
- ・継続的な見直し
- ・他団体の研究

教育・研修

- ・ヒヤリハット事例の収集
- ・継続的な実施
- ・ 最新不祥事事例の研究

- 2. 仮に危機を回避できなかった場合でも、次善の策として被害の拡大を防止又は軽減し、被害を最小限に食い止める手法
- 3. 既に発生してしまった紛争・トラブルについて、有効かつ効率的な対処を検討・策定し、それ以降同様の紛争・トラブルを発生させない手法

リスクマネジメントのPDCAの4つのサイクルを回し、日々の改 善を図ることが肝要である。具体的には、スポーツ団体を取り巻 くリスクは何かを把握した上で、重大なリスク要因となり得るも のを抽出し、マニュアルの作成・研修の実施計画など、リスクマ ネジメントの取組み計画を作り(PLAN (計画))、作成したリ スクマネジメントのPLANを役職員に周知・徹底するなど、計画 通りに実践する(DO(実施))。そして、リスクマネジメント の取組みが適切だったのか、計画通りに実践できたのか、できな かった場合には何が悪かったのかを検証し(CHECK(評価))、 CHECKの検証結果を改善するため、不十分だったところを分析・ 検証し、翌年度にはさらに効果が上がるような取組みを行うべき である。(ACT(改善))。スポーツ団体の規模から考えれば、 トラブルが全く発生しない、などということはあり得ず、むしろ 発生することを前提にどのような対策を講じておくのか、という 視点が非常に重要である。加えて、このような危機管理に問題が 生じた場合、そもそものトラブルに加えてさらにトラブルが発生 するため、極めて大きな問題に発展してしまう。危機管理対策に 関しても、コンプライアンス推進組織の活動として十分なチェッ ク&バランスを発揮させねければ、致命的に甚大なトラブルとな る。たま、危機管理はただでさえ緊急的な対応が求められ、かつ スポーツ団体は不慣れなトラブルに対応しなければならない。普 段からの役職員に対する危機管理に対する意識付けも必要である ため、コンプライアンス教育の一環として危機管理教育も重要で ある。



1 定義

スポーツ団体にとっての危機的状況を予測・防止し、被害を極小化するため、平時から、不祥事、事故、天災といった有事の対処方法について計画し、事前準備をするプロセスのこと

2 目的

(1)役職員に危機管理の重要性を理解させる

危機管理を機能させるにあたっては、危機管理を指揮する役員と実行部隊である各職員が、危機管理の重要性やその対応方法をきちんと認識し理解していなければならない。役職員の理解が欠如していると、危機管理がうまく機能せず、有事での対応が後手に回る危険性があるからである。そこで、マニュアルという「危機管理の見たる化」による危機管理の具体化によって、役職員に危機管理の重要性を認識・理解させる必要性になる。

<u>(2) 有事の際、混乱なく迅速かつ適切な対応が期待できる</u>

有事の際には迅速な対応が求められるために、ことが起こってから本格的な対応を考えたのでは遅きに失することになり、スポーツ団体の信頼毀損のおそれがある。

そのため、マニュアル作成という作業を通じて、当事者 意識をもって、将来の不祥事等を想定して事前に対応方針、 対応方法を検討し、有事の際に、必要なアクションに漏れ がなく、また、迅速かつ適切に対応できるよう備えておく ことにより被害を最小限に食い止めることが肝要である。



第2章 対象範囲

(1) 自然災害

- ①地震や津波による災害
- ②台風、ゲリラ豪雨

(2)事故

- ①爆発、火災、建物倒壊等の重要な事故
- ②本協会の活動に起因する重大な事故
- ③役職員にかかる人身事故

<u>(3)インフルエンザ等の感染症</u>

- ①国内、特定地域の感染症
- ②世界的な感染症

(4)犯罪

- ①建物施設崩壊、放火、誘拐、脅迫及びサーバーへの攻撃を含む 外部からの不法な攻撃
- ②試合競技会・フェスティバル等に対する外部からの不法な攻撃
- ③本協会の法令違反、役職員による背任、横領等の不祥事
- ④所属選手その他アントラージュ(※1)による刑事事件

<u>(5) スポーツイ</u>ンテグリティを毀損する事態

- ①体罰・暴力
- ②ハラスメント
- ③ドーピング違反
- 4)八百長
- ⑤その他インテグリティーを毀損する事態

(6)個人情報流出

- ①本協会内部からの流出
- ②外部委託・外部協力業者からの流出

<u>(7)その他本協会の経営及び運営上の緊急事態</u>

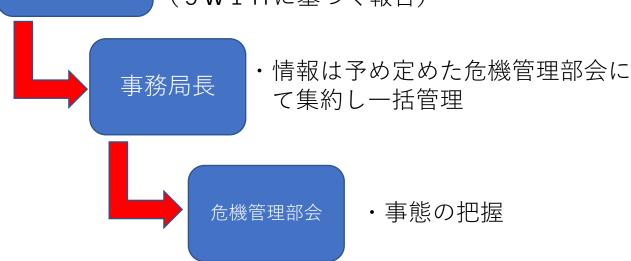
※1. JOCアントラージュ専門部会により、「競技環境を整備し、アスリートがパフォーマンスを最大限発揮できるように連携協力する関係者のこと」を定義する。

第3章 アクションリスト

(1)初動アクション

第1発見者

・直ちに通報・連絡できるように 連絡窓口を周知 (5W1Hに基づく報告)



(2)公表基準

対象範囲	公表基準
(1) 自然災害	大会、試合等が中止となった場合公表
(2)事故	実被害を本協会が受けた場合公表
(3) インフルエンザ等感染症	大会・試合等が中止になった場合公表
(4)犯罪	刑事処分が確定した場合公表
(5)スポーツインテグリティを 毀損する事態	当該者が処分対象となった場合公表
(6) 個人情報の流出	基本公表する
(7) その他本協会の経営及び運 営上の緊急事態	危機管理部会で判断

(3)情報公開レベル

情報	公開レベル	事案レベル	公開方法			
LEVEL	1	軽微な事案	ウェブサイトでの公表			
LEVEL	2	原則的な対応	プレスリリース			
LEVEL	3	重要度の高い者	レク付記者発表			

(4)役割分担表【情報公開レベル1】

役割	やるべきこと	いつまでに
第1発見者(通報受信者)	5 W 1 Hに基づく報告	直ちに
事務局長	外部対応窓口の1本化	1日以内
	情報収集、公開レベルの把握	1日以内
	専務理事への報告	1日以内
危機管理部会	部会開催判断・初動対応含む迅速か つ適切な対応、被害最小化の検討実 施、対応公開レベル決定	開催は2日以内 判断公開レベル は1週間以内

(4)役割分担表【情報公開レベル2・3】

役割	やるべきこと	いつまでに
第一発見者(通報受信者)	5 W1Hに基づく報告	直ちに
事務局長	外部対応窓口の1本化	3時間以内
	情報収集、公開レベルの把握	6時間以內
	専務理事への報告	1日以内
危機管理部会	部会開催判断・初動対応含む迅速 かつ適切な対応、被害最小化の検 討実施、対応公開レベル決定	2日以内
	記者発表に向けた会議実施	2日以内

(5)危機管理部会

・部会長 :会長

・副部会長:副会長

・メンバー:専務理事、総務担当常務理事

広報担当常務理事、地方担当常務

理事、事務局長

(6) 内部向けアクション

情報収集・監視

事態を把握するための内部チーム編成

継続的な情報管理・監視



足元の対応

窓口の1本化

クライシスレベルの把握



協会内連携

危機管理部会・コンプライアンス委員会との連携



対応方針策定

危機管理部会での検討・意思決定



見解の発表準備

クライシスレベルに応じた対応

外部チェック・発表内容検討・確認

(7)外部向けアクション

初動メディア対応

6時間以内のメッセージ発信「現在、自体の把握に努めております」だけでもOK



被害者へのケア

顧問弁護士等との連携をして誠実な対応



スポンサーへの連絡

メディアの報道が第一報にならないように



プレスリリース

スクープさせないように情報公開の頻度を高く、対応窓口の1本化して対応



(状況に応じて) 第三者委員会の設置

役職員が関与した不祥事や長期間にわたる不祥事は設置すべき



記者発表

第4章 大会における事故防止と安全策

I. 競技運営にあたっての注意事項

- 1 緊急時に備えた事前確認事項
- (1) EAP (緊急時対応計画 (Emergency Action Plan) の作成 各競技運営専門部門は緊急事案 (参加者の生命、身 体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れ のある事態) 発生時に備え、競技会会場ごとに実施本 部と責任者を明確に位置付けるとともに、会場ごとに 以下ア〜ウの内容等を含むEAPを作成し全ての参加 者に周知する。
 - ア 避難場所・避難経路・非常口等
 - イ 緊急連絡先・対応人員等
 - ウ 救急救命具 (AED等) 及び消火器の設置場所
- (2) 緊急時における対応体制の整備(危機管理フローの作成)各競技運営部門は様々な緊急事案に備えて、(図2、図2-1・2・3・4)に示す「危機管理ロー」を事前に準備し実施本部等に周知するとともに、事案発生時において迅速に対応できるよう緊急対策本等の体制を整えておく。
- (3)競技会場とにおける危機管箇所の会場と設営時の安全 対策各競技運営部門は、競技会場ごとに事前に危険個 所等を確認し解消しておく。会場設営において は、自然災害等に対する安全対策を適切に施す。
- (4) 代替案の作成及び周知

計画した事業が気象状況や突発的事象等により、開催前もしくは開催中に変更される可能性がある場合、事前に代替計画案を作成し、実施本部内でその内容について共通理解を図っておく。

(5)参加者に対する安全保障

各競技運営部門は、全参加者において発生しうる、 あらゆる事故や怪我への対応を事前に想定し、必要に 応じて適切な任意保険に加入することや、参加者自身 が自ら任意保険に加入するように推奨するなど、安全 の保障について対策を講じる。

2 運営上の危機管理事項

- (1) 運営フローの周知 各部門は、競技会期間中における1日単位の競技会 の流れを定め大会本部等に周知しておく。
- (2) 緊急時に備えたEAPの周知 大会本部は、EAPを会場に掲示するとともに、必要に応じて全参加者へ配布する。
- (3) 安全確認チェックリストの活用 大会本部は、専門部が示す「安全対策」を踏ま え作成された「安全確認チェックリスト」を用い、 競技か運営状況を確認・点検する。
- (4) 救護本部または救護所の設置 各競技会会場に救護本部または救護所を設置し、 参加者へ周知する。
- 3 競技会運営終了時における対応事項
- (1) 「ヒヤリ・ハット」事例の情報収集と分析 大会本部は「安全確認チェックリスト」を用いな がら「ヒヤリ・ハット」事例の情報収集と分析を行 う。
- (2) PDCAサイクルの活用

専門部は競技会運営全体を見直し、PDCAサイクルに基づた評価と改善を行い、具体的な改善事項と内容を示し、次回の競技会運営に反映させる

Ⅱ.緊急対応の基本的な考え方

(1) 緊急事案発生時の対応

競技会中に緊急事案等が発生した場合、事前に準備した 危機管理フロー(図2)に基づき迅速かつ適切に対応する。

①安全確保及び被害拡大防止

全参加者の安全確保を図るとともに、必要な措置を講じて被害の拡大防止に努める。

②大会本部・日本協会事務局へ報告

競技委員長は大会本部へ、大会本部は日本協会事務局へ事故報告(様式1)により報告する。被害の範囲が個人の場合は(様式2-1)のみ用い、被害が複数名に及ぶ場合は(様式2-1)と(様式2-2)を併せて提出する、なお、生命の危機を伴う場合は直ちに大会本部、大会本部から日本協会事務局に一報を入れる。

③関係機関との連携

警察・消防等への通報を行い、必要に応じて各専門部関係者を警察・消防等へ派遣するなど、適切に対応する。

- (2) 競技か中止・中断等の協議と対応
- ①競技会等の中止・中断等を検討しなければならない状況 以下の事態が発生した場合、または発生する恐れがある場合、大会等の中止・中断等を検討しなければならない
 - ア 全参加者の生命、身体若しくは財産に重大な被害が 生じる事態
 - イ 事件、事故等により大会等の運営に支障が生じる事態
- ②現地対策会議の開催

関連情報の入手に努めるとともに、緊急対策本部において対策会議を開催する。「競技会等実施の判断基準」に基づき程度の決定について協議する。前例がない場合や判断に迷う場合は、日本協会事務局と協議する。

③緊急対策本部

緊急対策本部のメンバーは主催によって、大会前に決定しておく。

4態度決定

最終的な判断は大会委員長が行うこととする。ただし、 判断に迷うことがある場合には、日本協会事務局と相談し て最終判断を下すことができる。

⑤広報

大会本部は、決定内容について、ホームページやSNS等を活用して速やかに態度を周知する。態度決定にかかわる広報手段や連絡方法については、事前に全参加者へ周知しておく。

告知の前には、必ず日本協会事務局の確認を取る。報道機 関等への情報提供は日本協会事務局との連携を取ったうえ で行う。

【競技会実施に判断基準の目安】

事象	中断等	再開可
荒天時	特別警報又は警報が発表され た場合	施設、行政の基準。 移動手段が確保できている
落雷	施設及び周辺へ落雷が発生	施設への安全が確保された場 合
地震	地震発生 緊急地震速報発表	施設の安全が確認された場合
火災	火災が発生時点	鎮火し安全が確保された上で、 警察・消防・会場とも連携し 競技会の開催に影響がない、 参加者の安全が確保できた場 合
爆破予告・ ネット犯罪 予告・不審 物発見	爆破予告・ネット犯罪予告が あった場合。 不審物が発見された場合	警察・消防との連携のもと実施本部において協議し、参加者全員に危害が及ばないと判断できる場合
全国瞬時警 報システム (Jアラー ト)	Jアラートがによる情報伝達、 緊急エリアメールが配信され た場合。	大会本部は情報の収集に努め る。 解除された場合

緊急対応報告書

(様式1)

報告者	氏 名	所属	
TXLIF	緊急連絡先	報告日	

主催者	
大会名	
会場	
期日	

対応時刻	対応区分	内容・理由等
:		
:		
:		
:		

- ※対応区分:「中止」「中断」「再開」「順延」のいずれかを記載
- ※内容・理由等:原因や突発事象・競技の進捗について記載
- ※順延の場合:内容・理由等の欄に「代替日時・会場」を記入、未定の場合 はいつ決めるかを記入。
- ※緊急対応を行った場合に、主催者は速やかに日本協会事務局あてに報告を 行うこと。

【記入例】

対応時刻	対応区分	内容・理由等
14:25	中断	火災報知機作動
14:50	再開	誤報と判明し、安全が確認できた。

【報告先】

起生生	日本ハンドカ	ボール協会事務局	【TEL】	03-6709-8940
+IX III 7U	【E-mail]】	jha@)japan-h	andball.jp

事故報告書

(様式2-1)

							(1)	秋 上 (
報告者	氏 名				所属	禹		
	緊急連絡	先			報告	日		
主催者								
大会名								
会場								
期日								
			被	災者				
人数		合計	人	(男	名・	女	名	<u>(</u>)
ふりがな				性別			年齢	
氏名				区分			※下段II し番号で	区分番号欄を参照 で記入
所属				学年				
区分番号			チーム役員 6. 観戦者			員 4	. 競技·	役員
			被災	 泛概要				
発生状況	兄							
発生後の 置・症料								
経過・現	状							
			被災者	の搬送先	_			
医療機関名				電話番	号			
住所								
			搬送先	への同行者				
	氏名		被災者	との関係	Ŕ		連	絡先
【報告先】								
	日本	ハンドボ	ール協会事務局	∃ I	[TE	EL] 0 3	-670	9 - 8 9 4 0

jha@japan-handball.jp

報告先

[E-mail]

事故報告書【被災者名簿】

注意:様式2-1に発生状況等を記載し合わせて報告		連絡先(携帯電話)									
に発生状況等を	搬送朱への同行者	被災者との関係									
注意: 様式2-1	461	氏名									
		連絡先									
	搬送朱	医療機関名									
ł	排	年									
※下段を参照し番号を入力	9	別.楓									
*		4									
-		機一									
ļ	ふりがな	No. 氏名 別			dans states trades trades trades trades trades trades trades trades	dan san san san san san san san san san s	9	9		6	10
ŀ			_	2	3	4					_

8 その他

7 観覧者

6 保護者

5 補助量

4 役員

3 外部指導者

2 引率者

1 減年

区分番号

<u>Ⅲ、自然災害(荒天及び地震発生等)及び火災に対する被害</u> 予防と被災時の対応

(1) 荒天時の対応

①事前準備

急激な気象状況の変化に対し、全参加者の安全を確保するために競技開催前に以下の準備をする。

- ア 避難経路、避難場所の確認 (施設との連携)
- イ 急激な気象変化を予見するための情報入手方法
- ウ 中止・順延・中断・再開・代替案の採用等その 他を判断する責任者と判断手順。

②気象警報への対応

- ア 大会本部は、各種メディアを通じて気象情報を 随時確認する。
- イ 気象警報は発令された場合は、行政、施設管理 者と協議して中断等の判断をし、今後の対応に ついて迅速に協議する。
- ウ 気象警報等が解除された場合は、関係機関と確認をし、参加者全員の安全が確保でき、競技継続ができる状態であれば、再開することができる。

(2) さまざまな自然災害に対する被災時の対応

大会本部は以下に示す災害に対する予防法や対応 方法を熟知するとともに、全参加者への周知を徹底 する。主な災害について危機管理フローを参照の上 対応する。なお、新たな科学的見地の発見などに伴 い、予防対応法が更新される場合があるため、常に 専門機関等の情報を注視しながら適切に対応するこ と。

①地震

- ア 地震発生時の安全を確保し、発生後のアナウン スと誘導を適切に行う。(図2-3参考)
- イ 施設状況の確認
 - ・施設関係者と協力して施設内を巡回し、被害 状況を確認する
 - ・各種メディア等により情報を収集し、関係者 へ周知する。

- ウ 被害が発生した場合
 - ・火災発生の場合は、周囲に知らせ、初期消火 に当たるとともに施設、消防へ通報する。
 - ・施設の破損個所を確認し、危険個所には立ち 入らないように対応する。
- エ 負傷者の有無を確認し、存在する場合は状況に 応じて適切に処置する。なお、医療機関への搬 送が必要な場合は、応急手当を行った上で、消 防へ通報して救急車の出動を要請する。
- オ 競技本部は、被害状況等に基づき競技会の継続 又は中止について、関係機関を含めて対応を協議する。

(3) 火災への対応

- ①開催に備えて
 - ア 火気を使用する場合、近くに燃えやすいものを 置かない。
 - イ 電気器具におけるタコ足配線使用、定格以上の 電気使用、不良コンセント類の使用、接続箇所 への埃のたまりなど、火災につながる要因につ いて事前確認をしておく。

②火災発見時の対応

- ア 周囲に大声で火災発生を知らせるとともに、可能な範囲において初期消火に当たる。
- イ 状況に応じて非常ベルを鳴らし、大会本部及び 施設管理者に知らせるとともに消防へ通報する。
- ウ 発生後のアナウンスと誘導を適切に行い、関係 者の安全を確保する。
- エ 負傷者の有無を確認し、存在する場合は状況に 応じて適切に処置する。まお、医療機関への搬 送が必要な場合は、応急手当を行った上で、消 防へ通報して救急車の出動を要請する。
- エ 競技本部は、被害状況等に基づき競技会の継続 又は中止について、関係機関を含めて対応を協 議する。

Ⅳ. 疾病等に対する予防及び対応

- (1) 競技会で配布する弁当での食中毒の予防及び対応 ①予防
 - ア 各競技運営部門は弁当業者に対し、食中毒に関して注意喚起する。
 - イ 各競技運営部門は参加者に対し、配布後の弁当 は速やかに食べること、時間が経過した弁当に ついては食べないように注意喚起する。

②発生時の対応

- ア 食中毒が疑われる場合、各競技運営部門は速やかに医療機関を受診させる。
- イ 各競技運営部門は大会本部に報告する。大会本 部は日本協会事務局へ報告する。同時に大会本 部は保険所へも報告する。

(2) 感染症の予防及び対応

①予防

- ア 新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウ イルス等による感染症は、感染者の飛沫を吸い 込むことや、ウイルスに触れた人の手を介して 感染が拡大するので、手洗い、アルコール消毒 の習慣づけ、マスクの着用などで感染を予防す る。マスクについては、不織布マスクの着用と し、ウレタンマスクの着用は推奨しない。
- イ 免疫力が低下していると、ウイルスに感染しや すくなり、重症化する恐れがあるので、普段か ら十分な睡眠とバランスの良い食事を心がけ免 疫力を高めておくなど体調管理を徹底すること。
- ウ 感染拡大が発生した場合には、不特定多数の人 との接触を避け、日々の行動も管理する。
- エ 本協会発行の「新型コロナウイルス感染症状況 下での安全なハンドボール競技活動について」 また、各大会等主催者が発行する「プロトコ ル」「ガイドライン」を遵守すること。

②発生時の対応

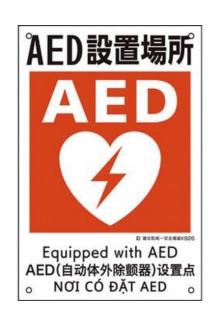
ア 発熱や嘔吐、下痢などの症状を訴える関係者が 発生し、感染若しくは感染の疑いがあると思われる場合には、速やかに感染者や疑いのある者 を隔離し、集団感染の拡大防止に努める。また、 濃厚接触者の可能性がある者も安全が担保でき るまで、行動を制限、隔離をする。

- イ 早期の医療機関での受診をする。
- ウ 感染者が発生した場合は、状況に応じて関係機 関へ連絡をする。
- エーその他、国、地方行政の発令事項に従う。

(3) その他重篤な疾病への対応

- ① 心肺停止における対応
 - ア 速やかに応援を要請し、救急車の出動要請するとともにAEDを準備する。
 - イ 直ちに心肺蘇生を開始する。
 - ウ AEDについては、事前に施設管理者に、設置 場所、持ち出しの手順を確認しておく。
 - エ AEDの使用については、大会主催者は、AEDの 使用ができる者が誰なのかを確認しておくこ と。
 - オ 救急車の要請については、事前に施設管理者 の要請の手順を確認しておくこと。





V. その他予想される要対応事項

- (1) 不審者侵入時の対応・不審物の発見
 - ① 予防
 - ア 各競技運営部門は、競技会会場に不審者が侵 入した際の安全確保の対応について、参加者 に周知しておく。
 - イ 必要に応じて参加者に入場カードを発行する などの対応を行う。
 - ② 不審者かどうか疑わしい場合や問題発生時の対応 ア 不審者かどうかを確認する(受付での対応や声 掛け等により判断する。)
 - イ 立入りの正当な理由がない場合は退去を求める。
 - ウ 不審者がいる場合は、大会本部で共有し、施設 管理者へ通報する。
 - エ 危害を加える恐れのある場合は隔離し、施設管 理者と連携し警察に通報する。
 - オ参加者全員を安全な場所へ避難誘導する。
 - カ 負傷者がいる場合は、速やかに消防署への通報と応急手当をする。
 - キ 必要に応じて参加者全員への説明を行う。

③不審物の発見

- ア 常に環境整備をしておき、不審物の発見できる ように、資機材、備品や荷物を整理整頓してお く。
- イ 「近づかない」「触れない」「踏まない」「蹴 飛ばさない」
- ウ 上記イを厳守し、施設管理者へ通報する。

関係者全員によるセキュリティチェック体制の構築 【警察、警備員だけでなく、関係者全員が「監視の 目」を光らせ、不審者、不審物を近づけさせない】

- (2) Jアラート発令時の対応 移動前は待機とする。また、移動中に発信が あった場合は下記のとおり速やかな避難行動をと るように事前に参加者全員に周知しておく
 - ① 速やかな避難行動
 - ア 屋外にいる場合、近くの建物の中か地下に避難する。
 - イ 建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏 せて頭部を守るようにする。
 - ウ 屋内にいる場合、窓から離れるか、窓のない部 屋に移動する。
 - ② 正確かつ迅速な情報収集
 - ア 情報収集に努め、行政からの指示があればそれ に従う。
 - イ 参加者全員の安否を確認し、必要に応じて安否 情報の伝達を行う。





落下して室内を密閉する。

第5章 大会における警備

I. 警備の基本的な考え

1 警備の目的

本協会主催大会における警備は、以下の3点に重点 を置き大会の円滑な運営及び危機管理に寄与すること を目的とする。

- ① 来場者の安全な誘導
- ② 全関係者の安全確保
- ③ ホスピタリティ溢れる親切、丁寧な案内

2 警備の任務

本協会主催大会における警備隊は警備本部(大会本部)を核とし「会場内警備隊」「会場周辺警備隊」の 2つの部隊に分ける。

【会場内警備隊】

- ・ADチェックによる関係者へのエリア不正な入場防止
- ・スタンド内における盗撮、盗難の防止
- ・大会に対する妨害の排除
- ・不審者・不審物への警戒

【会場周辺警備隊】

- ・関係者エリアへの不正な入場の防止
- ・大会に対する妨害の排除
- ・関係車両の識別及び安全誘導
- ・駐車場での来場者の安全誘導
- ・周辺道路ならびに周辺施設の不正駐停車の監視

<u>3</u> 危機管理について

本協会主催大会においては管轄する警察、消防と連携し、有事の対策をすること。また、次の事案が発生した時は必ず警察に通報すること。

- ① 関連施設に不審物が発見された場合及び不審な郵送、 配達等が発見された場合。
- ② 関連施設に爆発物設置等のテロ予告が行われた場合。
- ③ 関連施設にサイバーテロの予兆、被害発生があった 場合。
- ④ 大会役員、随員、選手等が所在不明になった場合。
- ⑤ 選手、大会関係者等が関係する事件・事故が発生した場合。
- ⑥ 来場者等が関係する事件・事故が発生した場合

Ⅱ.来場の際の禁止事項

- (1) 会場内持ち込み禁止物 本協会主催大会では下記のものの持ち込みを禁止する
 - 1. 鉄砲及び刀剣類、弓類、包丁、ナイフ類、かみそり、 針、はさみその他鋭利なもの
 - 2. ドライアイス
 - 3. 塗料類 (ペンキ等)
 - 4.ペット(盲導犬、聴導犬、介助犬等身体障害者補助 の用に共にする目的で訓練された犬を除く)
 - 5. ホイッスル、拡声器、楽器、ラジオカセット等大き な音の出るもの
 - 6. スケートボード、ローラースケート、ラジコンその 他遊具
 - 7. 毒物・劇物その他有害物質
 - 8. 発煙筒、爆竹、花火、爆発物、火薬、照明弾、油類 その他可燃性の危険物
 - 9. ボーガン、石、吹き矢、材木、木刀、鉄パイプ、ハンマー、棒、チェーン、レーザーポインター、サーチライト、竹刀、その他凶器として使用される恐れのあるもの
 - 10. 無線通信機器(携帯電話、小型ラジオ等を除く)
 - 11. 競技運営に支障をきたす恐れのある掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、旗のぼり、アドバルーン、 ゼッケン、プラカード、文相、図書、印刷物
 - 12. ビン類、缶類等投てき等により他人に危害を与える恐れのあるもの
 - 13. その他入場者等に迷惑もしくは危険を及ぼし、またそれらの恐れのあるもの

- (2) 会場内禁止行為 本協会主催大会では、次の行為を禁止する。
 - 1. 立ち入りを制限または禁止された区域に正当な理由なく立ち入ること
 - 2. 所定の場所以外への車両の乗り入れ、または所定の場所以外に駐車すること
 - 3. 競技会場内にアルコールもしくは薬物その他物質により酩酊した状態で入場すること
 - 4. 検査が行われたことを示すなどの理由で大会運営スタッフもしくは警察・消防等による施錠、封印、テープ等を損壊もしくは開封、改変すること
 - 5. 施設、器物、装置等を汚損もしくは破壊し、またはみだりに操作すること
 - 6. 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、挑発し、もしくは入場者等に面会を強要し、または入場者等の通行の妨害となる行為をすること
 - 7. 抗議集会、デモ等会場秩序を乱す恐れのある行為をすること
 - 8. テント、小屋掛けその他工作物を設けること
 - 9. 許可なく商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること
 - 10. 許可なく文書、図書、図画、印刷物の掲示等の行為をすること
 - 11. 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会、 喧騒にわたる行為、または特定のものを誹謗中傷す る行為
 - 12. 政治や思想に関わる行動や表示(立て看板、横断幕等)
 - 13. 他の名誉を損なう行為、侮辱するような行為、公序 良俗に反する行為や発言
 - 14. 電熱器、ガスその他これに類する火気を使用すること
 - 15. 所定の場所以外においての喫煙し、またはゴミその 他汚物を廃棄すること
 - 16. 競技会場内等へ物の投げ入れまたは発射すること
 - 17. その他海上における秩序の保持と円滑な運営を妨げ、 入場者等に迷惑もしくは危険を及ぼし、または及ぼ す恐れのある行為をすること
 - 18. ドローン等空中飛来物を飛ばすこと

第6章 フロー

危機管理フロー全体イメージ

事前準備

- ・対象範囲の確認
- ・ 責任者の設定

危機発生

- ・発見者からの通報受付
- ・公的機関との連携

初動対応

- ・事実確認
- ・クライシスレベルの把握

内部対応

- ・情報収集・報告・監視
- 対応方針策定

外部対応

- ・ステークホルダー対応
- ・プレスリリース・記者発表

再発防止

- 背景分析
- ・再発防止策の策定

予防統制

- ・再発防止策を平時に予防統制に実装
- ・再発防止策の実践・PDCAサイクル回転

信頼回復

・協会自浄能力を世間に周知

競技発展

- 信頼回復
- 競技人口増
- スポンサー獲得

図1 運営フロー緊急事態を想定した競技運営時のの流れ

各競技運営部門による事前準備

- 1 緊急時に備えた事前確認
- ①EAPの作成
- ②危機管理フローの作成
- ③安全確認チェックリスト
- 2 競技会運営にかかわる緊急事態に関する情報収集
- ①気象状況
- ②地震等災害
- ③感染症等



連絡体制及び周知

- ①大会本部・緊急対策 本部との連携強化
- ②参加者への周知



★JHA事務局へ報告 1)状況報告

★会場・警察・消防・ 病院等関係機関との 連携

関係者の

避難時関係者集合時対応

- 人員確認
- 業務內容確認
- ・会場・施設安全確認

状況収束後

- ・関係機関等連携し、競技会再開か否判断
- ・中止・順延→代替日程、場所調整
- ・JHA事務局

図2 緊急連絡体制

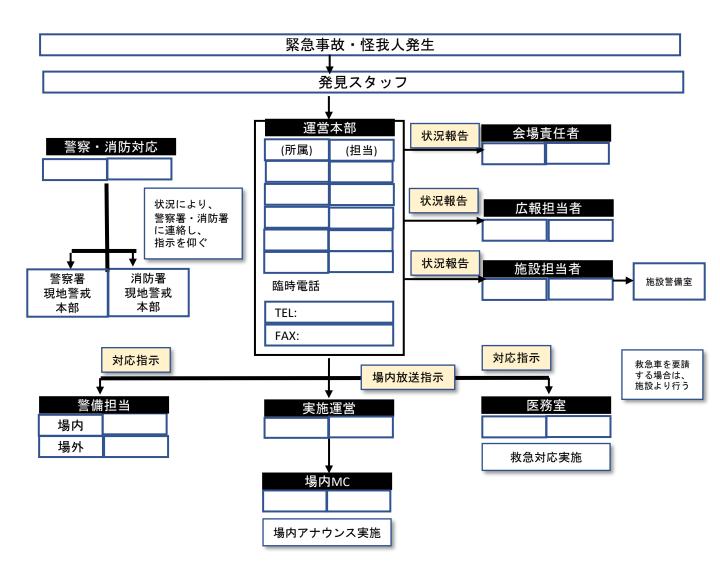
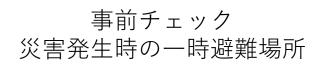


図2-1 危機管理フロー

緊急時に備えた事前確認事項

- 1 EPAの作成・周知
- 2 緊急時にける対応体制の整備
- 3 競技会会場等における危険個所の解決と設営時の安全確認
- 4 参加者に対する安全の保障





災害時のフロー ・安全確保・全体指示



待機/避難指示 誘導・人員確保・安全確認



急病者・負傷やフロー 救急搬送決定



中止・順延・中断・再開・代替案採用その他態度決定



対応責任者

図2-2 危機管理フロー 荒天時対応

緊急時に備えた事前確認事項

- 1 緊急時の情報収集手段並びに各種通信手段の確保
- 2 避難場所・経路の確保及び指定(施設管理者との連携)
- 3 急激な気象変化を予見するための情報入手方法の決定
- 4 中止・順延・中断・再開・代替案その他を判断する手順の確認
- 5 気象情報の確認

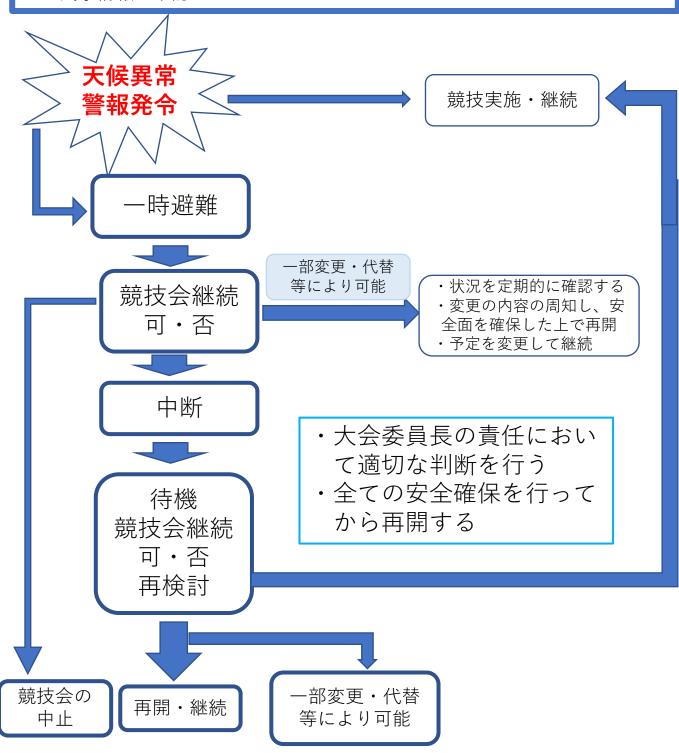
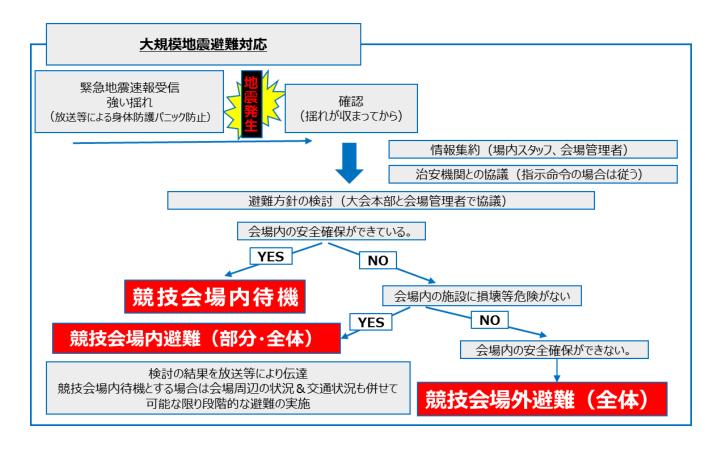


図2-3 危機管理フロー 地震発生



緊急地震速報受信時のアナウンス

速報受信直後

緊急地震速報を受信しました。 強い揺れに警戒してください。 ご来場のお客様は身の安全を確保し、その場にて待機してください。 窓や、倒れやすいものからは離れ、落下物に注意してください。

揺れが収まったら

ただいま地震が発生しました。 現在、係員が施設内の安全確認を行っております。 余震の恐れもあるため、ご来場のお客様は身の安全を確保し、 その場にて待機してください。



安全の確認が取れた

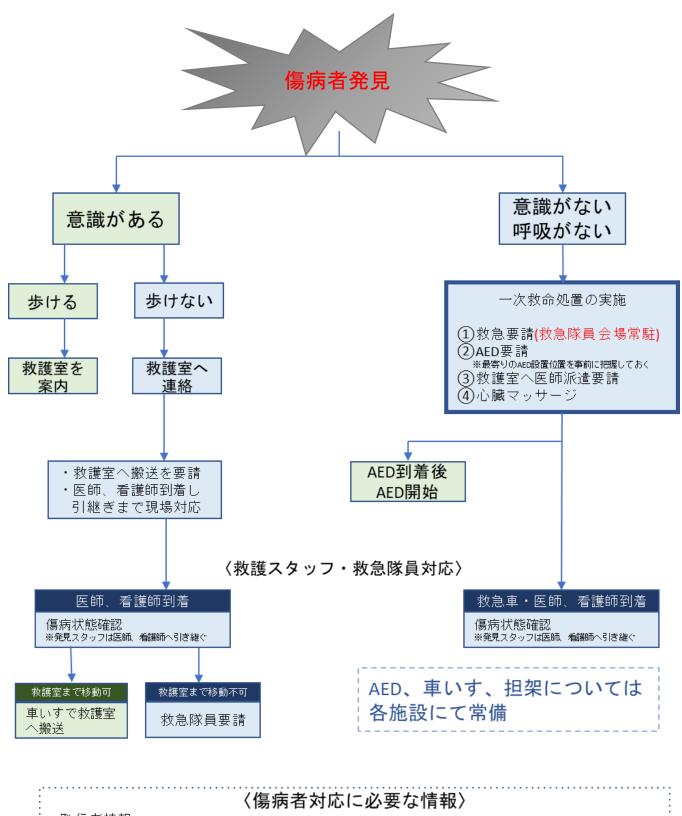
安全の確認が取れましたので、 試合を再開いたします。



避難が必要

係員の指示に従って避難してください。 落ち着いて行動してください。

図2-4 危機管理フロー 急病者・疾病者発生時対応



- ●発信者情報
 - ①氏名 ②所属 ③連絡先
- ●発生時刻・場所
 - ①発生時刻 ②わかりやすい目印
- ●傷病者情報
 - ①氏名 ②性別 ③年齢 ④国籍
- ●傷病の程度
 - ①意識の有無 ②呼吸の有無 ③外傷の有無 ④その他具体的状況

危機管理フロー 火災発生時対応

■119番通報の例

通報者:119番を発信する。

消防 : 「はい119番消防です。火事ですか?救急ですか?」

通報者:「火事です。」

消防 : 「場所はどこですか?」

通報者:「〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号〇〇〇〇です。」

消防:「その建物は何階建てですか?燃えているところは何階ですか?」

通報者:「○階建ての○階が燃えています。」 消防 : 「逃げ遅れた人はいませんか?」 通報者:「○名が逃げ遅れています。」

消防 : 「何が燃えているかわかりますか?」

通報者:「〇〇が燃えています。」

消防 : 「近くに目標になる建物はありますか?」

通報者:「〇〇〇〇があります。(〇〇〇〇の北側です。)」 消防 :「あなたのお名前と連絡先を教えてください。」 通報者:「〇〇です。電話は〇〇〇-〇〇〇〇です。」

消防 : 「わかりました。すぐ行きます。」

●電話の近くに紙に書いて貼るのも良いし、携帯電話を使用することも想定してください。

2. 119番への通報が終了したら統括本部にも連絡し、その後は建物の中にいる人に火災が発生したことを知らせます。非常放送設備がある場合は活用しましょう。特に大規模な建物では、火災の状況に応じて出火階から出火直上階へと、優先順位をつけて順次伝達していきます。 沢山の人が建物の中にいる場合は、パニック状態になることも考えられますので不安をあおらないようできるだけ落ち着いた口調で放送を行います。

■放送分の例

「お客様にお知らせ致します。〇階の〇〇で火災が発生しました。係員の指示に従って避難してください。 エレベーターは使用できません。」

- 3. 夜間等で責任者が不在の場合は連絡を入れて火災発生の報告をし、必要な指示を仰ぎます。
- 4. 自衛消防隊に消火活動に入るよう伝達します。放送用の暗号を決めている場合は暗号放送を行います。

■放送分の例

「こちらは(自衛消防隊長)です。只今〇階〇〇付近で火災が発生しました。〇階と〇〇の初期消火班は直ちに消火作業を行え。避難誘導班は誘導配置につけ。」

「お客様は係員の指示に従って避難して下さい。エレベーターは使用しないでください。」

※補足事項

- ●通報では、消防職員が尋ねることに落ち着いて答えて下さい。また、いざというときに住所、電話番号等がこたえられるよう 電話機の前や目に付きやすい所に必要事項を記入した紙を貼っておく等の準備をしておくとよいでしょう。
- ●通報の時点ではっきりしなかった情報が判れば第2報を入れて下さい。 (「消火器で消火した。」「逃げ遅れていた人を避難させた」等)
- ●消防隊が到着したら以下のような情報を提供して下さい。 また必要であれば出火箇所への誘導を行ってください。
 - 1. 全員避難したか?逃げ遅れはいないか?
 - 2. 負傷者はいるか?(何名?負傷の程度は?)
 - 出火箇所はどこか?何が燃えているのか?燃えている範囲は?
 - 4. 初期消火は成功したか?
 - 5. その他必要事項

危機管理フロー 避難誘導

●避難誘導の要領は、建物の用途、規模、構造等により変わってくるため、 一律にこうしなければいけないとは言えない面もあります。以下に避難誘 導の際に考慮しておきたい事項を列記していますので、各所の様態に応じ た避難誘導を実施してください。

避難経路の選択

●建物形態の違いで避難経路も変わってきます。比較的規模が大きく、耐火 構造で避難上有効なバルコニーや屋外避難階段等がある建物、屋内階段し かない建物など様々です。

日頃からあらゆる出火箇所を想定しそれぞれに安全な経路を確認しておくことが必要です。避難の際は出火箇所を避け、煙等の被害を被る恐れがない経路を選択しましょう。出火箇所付近の階段は使えなくなる可能性があるので、2つ以上の経路を想定することが重要です。また、どの避難施設を使用するかも重要です。避難経路はできるだけ安全に「地上」まで避難できる施設を選択しましょう。エレベーターは火災による停電で停止する可能性があるため、使用しないでください。避難施設の種類としては以下のようなものがあります。

- ◆〈屋外避難階段〉外気にさらされているため火災による煙の影響が少なく安全性が最も高い。
- ●〈屋内避難階段〉 防火戸等がきちんと作動していれば、竪穴区画が形成される (階段室内に煙が拡散しない)ため、安全に避難できる。



●〈避難器具〉

避難はしご、救助袋、緩降機等、様々な種類がありますが、建物に設置されている器具は何か、その使用方法についても熟知しておかないと、いざという時に使用できません。

また、簡単な外観点検であれば誰にでも実施できます。常に使用できる状態を維持することが重要です。

誘導方法

●自力で避難できる人には大きな声でどこからどこへ避難するかを指示しま す。ハンドマイクがあれば便利です。

また、ハンカチ等を鼻と口にあて、煙を吸い込まないよう姿勢を低くして 避難するよう指示。対応できる人員の関係により、一時に沢山の人数を誘 導できない場合等は、バルコニーや屋外階段の踊り場等があれば、一時的 にそれらの場所に避難させたあと、落ち着いて安全な地上へ避難させます。





